

2023年11月



# 葵総合経営センターだより

## 特集

令和5年分年末調整変更点

発行人 葵総合経営センター  
代表 杉浦 康晴

〒460-0012

名古屋市中区千代田三丁目14番22号

TEL<052>331-1740(代表) FAX<052>339-1816

E-Mail aoi@aoi-cms.com

URL <http://www.aoi-cms.com/>



「虎溪山 永保寺」

### 目次

- |   |                       |   |          |
|---|-----------------------|---|----------|
| 2 | インボイス制度開始             | 6 | 固定残業代制度  |
| 3 | 来患者数200人／日の診療所、その秘訣？！ | 7 | 保険金水増し請求 |
| 4 | 令和5年分年末調整変更点          | 8 | ご案内      |

No.602

# インボイス制度開始

センター代表 杉浦 康晴

早いもので、今年も残すところあと2ヶ月となりました。今年の5月に新型コロナウイルス感染症が第5類感染症に移行してから約半年が経過し、マスクなしの生活が徐々にではありますがだいぶ慣れてきました。旅行や様々な行事もコロナ前のようにやっと思えるようになってきた感があります。今年は忘年会や年末年始の予定を楽しみにしている方も多いことでしょう。

さて、10月1日からインボイス制度が開始となりました。この原稿を書いているのは10月3日ですので、インボイス制度が始まってまだ3日目です。始まったばかりということで実務対応で混乱ということはあまりなく、様子を見ながらのスタートという感じがします。

政府は先日、インボイス制度に関する初の関係閣僚会議を開き、その中で岸田首相は制度の円滑な実施のため10月中に策定する総合経済政策に小規模事業者などに対する支援策を盛り込むと表明し、関係閣僚に指示をしました。首相は「中小・小規模事業者は我が国の経済にとって重要な役割を担っており、安心して事業に従事していただく環境を整備することが大事」と指摘しており、また「事業者の悩みを的確に把握して細かく取り組み、一つ一つの課題に対応していく」と述べています。

財務省によると9月15日の暫定値で約300万の課税事業者のうち、約97%の29

2万事業者がインボイス発行事業者の登録を申請しています。従来免税で制度への登録が必要になると政府が見込む約160万の事業者も、111万事業者が申請したと推計しています。

一方で公正取引委員会によると、インボイス制度に関連して消費税相当額を取引価格から値引くと一方的に通告した発注事業者に独占禁止法違反の疑いがあるとして注意した事例が9月27日時点で35件あったとしています。

インボイス制度は適正な納税のためには必要な制度であり、違法な仕入税額控除を抑制し、国としては税収が増えるといったメリットがある一方で、事業者にとっては請求書の変更や登録番号の確認といった負担が大きく導入当初は事務の間違いが多数出ることやむを得ないことです。登録事業者の申請はしたもの、具体的に何をしたらよいかまだわからないといったケースも見られます。まだまだインボイス制度そのものの理解が十分に得られていないのが現状です。

具体的な対応の遅れから、正しい申告、納税ができないということがないように、我々もご指導させていただきますので、ご不明点等ございましたら是非担当者までご相談下さい。

## 来患者200人／日の診療所、その秘訣？！

葵経営コンサルタント 中島 和人

去る9/21（木）にテレビ愛知放送のカンブリア宮殿にて、稲沢市の「おおこうち内科クリニック」が取り上げられました。本診療所を番組では、来院患者が1日200人を超える日もある「患者が抱く不満を次々に解消する診療所」と紹介し、番組内で患者の滞在時間が平均30分であること、健康診断の検査結果を即日提供していること、専門外の患者もできるかぎり断らない、診られる患者は診るといふ院長の姿勢などを紹介しています。また従業員による高齢者への乗車のサポートや耳の不自由な患者への筆談での対応といった思いやりのある対応も紹介され、その背景として、24人という充実した従業員数、シュライバー導入等の事務職の活用、職種間の連携を重視するチーム医療の推進、持病の治療を行いながら勤務することで患者の心により寄り添える従業員の存在等の紹介がありました。

学ぶべき点の多い内容でした。しかし司会の村上龍氏が質した「診察時間が短いと不安に思う患者がいるのではないか？」という疑問は筆者も強く感じました。対する院長の回答は「診察は診察室だけの時間では決していない。駐車場で迎えに行った時から始まっている。受付でもいろいろな悩みを話してもらい、処置をしつつ話をしてもらおう。本当に丁寧に聞き取ってくれている。」であり、医師だけでなくすべての従業員が、機会あるごとに患者への情報収集と情報提供をおこなっているため診察に費やす医師の時間は少なくなり得る、との意味と解釈しました。そうなの

でしょう。しかし患者の医療機関に対する意識調査の結果では、患者の不安や不満として、「医師の説明が不十分」や「医師とのコミュニケーションがとれない」は上位にあがります。推測するに患者の不満の理由は、病気やその対処法に関する情報が充分提供されていないとの思いに加え、権威ある専門職の医師の時間が十分に提供されていないという、患者が抱く「大切にされていない感」も多分にあるのではと考えます。よってその院長の回答では疑問は解消されませんでした。

ではなぜ本診療所は患者支持が高いのか。以下は筆者の憶測ですが、それは患者が診療所を信頼しているからだと考えます。信頼とは「相手の人格や行動傾向の評価に基づく相手の意図に対する期待」と社会心理学者の山岸俊男氏は定義しています※。番組内で院長は、「臓器を治すだけでなく、心を治す医療をおこないたい」と述べています。本診療所の従業員がこの院長の思いに基づき、患者と接する局面全てにおいて創意工夫あふれる行動で患者に接することで、患者の信頼は醸成され、結果「この診療所を創った院長が、私のことを考えていないはずはない、院長は私のことを理解している」と患者に思わせているからこそ、結果診察に多くの時間をかけなくとも、多くの患者の満足度の向上につながるとは考えられないでしょうか？

患者の信頼を獲得することの重要性、当たり前なのですが、改めて認識しました。

※『安心社会から信頼社会へ 日本型システムの行方』（中公新書）

# 令和5年分年末調整変更点

葵総合税理士法人 秋山 達也

## 年末調整とは

給与の支払者は、毎月の給与の支払の際に源泉徴収税額表によって所得税及び復興特別所得税の源泉徴収をすることになっていますが、その源泉徴収をした税額の1年間の合計額は、給与の支払を受ける人の年間の給与総額について納めなければならない税額（年税額）と一致しないのが通常です。この一致しない理由は、源泉徴収税額表は、年間を通して毎月の給与の額に変動がないものとして作られています。実際は年の中で給与の額に変動する等して不一致が発生するからです。それを精算するため、1年間の給与総額が確定する年末にその年に納めるべき税額を正しく計算し、それまでに徴収した税額との過不足額を求め、その差額を徴収又は還付し精算することが必要となります。この手続を「年末調整」と呼んでいます。<sup>1</sup>

## 年末調整 変更点

### 非居住者である控除対象扶養親族の範囲の見直し

非居住者である控除対象扶養親族の範囲が16歳以上だったのが、下記に変更されます。

I.16歳以上30歳未満の人

II.70歳以上の人

III.30歳以上70歳未満の人の内、次のいずれかに該当する人

(ア) 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人

(イ) 障がい者

(ウ) 扶養控除の適用を受けようとする所得者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている人

非居住者である控除対象扶養親族がI.II.IIIに該当する場合には次の表のとおり、その控除対象扶養親族に係る確認書類を給与支払者に提出又は提示する必要があります。

非居住者である扶養親族の年齢等の区分		扶養控除申告書提出時に必要な書類	年末調整時に必要な書類
16歳以上30歳未満又は70歳以上		親族関係書類	送金関係書類
30歳以上 70歳未満	(ア)	親族関係書類 留学ビザ等書類	送金関係書類
	(イ)	親族関係書類	送金関係書類
	(ウ)	親族関係書類	38万円送金書類



親族関係書類とは、戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及び国外居住親族の旅券（パスポート）の写し、外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類

送金関係書類とは、金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引により居住者から国外居住親族に支払をしたことを明らかにする書類等

留学ビザ等書類とは、外国政府又は外国の地方公共団体が発行した国外居住親族に係る、外国における査証（ビザ）に類する書類の写し等でその国外居住親族が外国における留学の在留資格に相当する資格をもってその外国に在留することにより国内に住所及び居所を有しなくなった旨を証するもの

38万円送金書類とは、送金関係書類のうち、居住者から国外居住親族である各人へのその年における支払の金額が38万円以上であることを明らかにする書類

## 住宅ローン控除

個人が住宅ローン等を利用して、マイホームの新築、取得または増改築等をし、令和4年1月1日から令和7年12月31日までの間に自己の居住の用に供したときは、一定の要件の下、その取得等に係る住宅ローン等の年末残高の合計額等を基として計算した金額を、居住の用に供した年分以後の各年分の所得税額から控除することができます。この特例は、以下のとおり、住宅等の区分および居住年に応じて、借入限度額や控除期間が異なります。<sup>2</sup>

この改正は令和4年税制改正によるものですが、年末調整としては令和5年分から変更されます。

区 分	居住年			
	2022(令和4)年	2023(令和5)年	2024(令和6)年	2025(令和7)年
認定長期優良住宅 (長期優良住宅)	5,000万円 【13年間】		4,500万円 【13年間】	
低炭素建築物 (認定低炭素住宅)				
低炭素建築物とみなされる特定建築物 (認定低炭素住宅)				
特定エネルギー消費性能向上住宅 (2E水準省エネ住宅)	4,500万円 【13年間】		3,500万円 【13年間】	
エネルギー消費性能向上住宅 (省エネ基準適合住宅)	4,000万円 【13年間】		3,000万円 【13年間】	
一般の新築住宅 (その他の住宅)	3,000万円 【13年間】		0万円(2,000万円) 【10年間】(注)	
控除率	全期間 一律 0.7%			
所得要件	合計所得金額 2,000万円以下 (特例居住用家屋・特例認定住宅等 ⇒ 1,000万円以下)			
床面積要件	50㎡以上 (特例居住用家屋・特例認定住宅等 ⇒ 40㎡以上50㎡未満)			

(注) 一般の新築住宅のうち、令和5年12月31日までに建築確認を受けたものまたは令和6年6月30日までに建築されたものは、借入限度額を2,000万円として10年間の控除が受けられます。ただし、特例居住用家屋に該当する場合は、令和5年12月31日までに建築確認を受けたものが対象となります。

引用文献

<sup>1</sup> 国税庁 令和5年分 年末調整のしかた

<sup>2</sup> 国税庁 [No.1211-1 住宅の新築等をし、令和4年以降に居住の用に供した場合（住宅借入金等特別控除）](#) | 国税庁 ([nta.go.jp](http://nta.go.jp))

# 固定残業代制度

葵労務管理事務所 鍵谷 辰也

「固定残業代制度」とは、その名称にかかわらず、給料計算において「一定時間分の時間外労働・休日労働および深夜労働に対して定額で支払われる割増賃金」のことです。一般的に「みなし残業代」とよばれることの多いこの制度は、残業が毎月ある程度見込まれる事業所で残業手当計算の煩雑さを回避することと人件費を固定化するため採用される場合があります。

## ■固定残業代の算定

固定残業代制度を採用する場合、事業所は就業規則・賃金規程において、固定残業手当を支給することを明記する必要があります。残業代の算定には、「通常の労働時間の賃金にあたる部分」と「割増賃金にあたる部分（＝固定残業代）」を判別できるようにしておくことが望まれます。つまり、固定残業代を支給する場合は、明確に「固定残業手当」といった項目名にすることが適切であり、やむを得ず、給料項目のうちの一項目に混在させて支給する場合は、その項目の内訳として固定残業代分を明確にしておくことが必要です。

※適正な手当額の算定に必要な資料として、次のデータの把握が必要です。

- ① 各人の給料額より、時間外労働においての法定以上の**適正な割増単価**
- ② 各人の1ヶ月あたりの**見込まれる固定残業時間数**

上記の①の単価に、②の時間数を乗じた額が「固定残業代」となります。

(計算例) 見込まれる固定残業時間数を30時間として計算します

- A. 割増単価を計算する給料の算定基礎額・・・250,000円
- B. 1ヶ月の所定労働時間数・・・・・・・・・・170時間
- C. 1時間あたりの割増単価 (A÷B×1.25)・・・・1,839円 (円未満切り上げ)
- D. 1ヶ月の**見込まれる固定残業時間数**・・・・・・・・・・30時間
- E. 「固定残業代」 (C×D)・・・・・・・・・・55,170円

## ■「固定残業代制度」の特徴と注意点

この手当は毎月定額で支給する制度であり、見込み残業時間に対する労働の対価（割増賃金）の趣旨で支給されることを対象者に周知し合意しておいた方がよろしいです。

注意すべきなのは、1ヶ月の残業時間数が、見込まれる固定残業時間数に満たない場合や、残業時間数が「ゼロ」の場合でも決められた固定残業代は支給することになります。

これに対して、1ヶ月の残業時間数が、見込まれる固定残業時間数を超過した場合は、その超過時間数分を、法定以上の適正な割増単価で計算し追加支給することになります。制度を採用する場合は、この注意点を踏まえてお考えいただくことになります。普通に実労働時間により残業代を支給したほうがよほど安全かもしれません。 参考資料：厚生労働省HP

# 保険金水増し請求

弁護士 長谷川 留美子

中古車販売会社の保険金水増し請求が騒がれました。

「保険」というのは、ある同じ危険にさらされている者同士が、互いに「保険料」を出し合い、その保険料が集まった資金を用いて、実際に危険が発生（保険事故の発生）した者に対して「保険金」を支払う制度です。そのうち、自動車保険のような「損害保険」は、一定の偶然の事故（保険事故）によって生ずることのある損害を填補することを目的とします。実際に生じた損害を填補するものですから、実際に支払われる保険金の額は一定しません。ちなみに、「生命保険」は、人の生存又は死亡に関し一定額の保険給付を行うもので、保険金の額は一定しています。

損害保険契約は、保険会社や共済組合など保険給付を行う（保険金を支払う）義務を負う「保険者」と、保険料を支払う義務を負う「保険契約者」とが損害保険契約を締結することで成り立ちます。そして、保険事故が発生したときに、保険事故によって損害を受けた者がその損害の填補を受けることができます。

保険事故は、あくまで偶然の事故であることが前提です。したがって、故意に保険事故を起こして発生した損害について保険金を請求することは、詐欺にあたります。また、事故自体は偶然の事故であったとしても、偶然発生した損害以上に故意に損害を増やして請求することも、やはり詐欺になります。冒頭

の会社は、ゴルフボールを靴下に入れて振り回して車体をたたいて車体のへこみを拡大させて保険金を水増し請求したようですので、詐欺にあたるといえます。これらの詐欺の被害者は、保険会社になります。車の所有者は、自分が故意に事故を起こしたり傷を大きくしたりして保険金を請求していれば詐欺の加害者、知らないうちに車を傷つけられていたら器物損壊の被害者です。

ところで、保険料は、偶然の事故を前提として、事故発生率などの統計的基礎によって算出されます。それにもかかわらず、故意に事故を起こされて保険金を請求されたのでは、保険会社は損することになります。しかし、故意の事故が、そうとわからずに事故発生率などに含まれて保険料が算出されるようになれば、保険料の値上がりという損害が保険契約者に発生することになりそうです。

上記会社では、車の修理費の目標金額（ノルマ）が設定されていたとのことですが、偶然の事故では損害の内容も様々で、実際の損害に対する修理費も当然様々であるはずで、目標額を設定できるようなものではないはずです。本当に驚くほかはありません。

報道によれば、同社は、水没車であることを調査せず、それを告げないで中古車を売っていたこともあるようです。

## 1 1月の税務・労務

- 10日◇源泉所得税の納付  
◇住民税特別徴収額の納付
- 15日◇所得税予定納税額第2期分の減額承認申請
- 30日◇令和5年9月決算法人の確定申告、3月決算法人の中間申告、12月・3月・6月決算法人の消費税中間申告（400万円超）  
◇個人事業税第2期分の納付  
◇令和5年9月決算法人の事業所税申告及び納付  
◇所得税予定納税額（第2期分）の納付  
◇個人事業者の消費税・地方消費税の中間申告及び納付（400万円超）  
◇特別農業所得者の予定納税額（第1期分）の納付

## 1 2月の税務・労務

- 12日◇源泉所得税の納付  
◇住民税特別徴収額の納付（納期の特例を受けている者を含む）
- 28日◇官庁御用納め  
◇保険料控除申告書及び配偶者控除等申告書等の提出…今年最後の給与等の支払を受ける日の前日まで  
◇健康保険・厚生年金保険被保険者賞与等支払届（期限＝支払後5日以内）



- 1月4日◇令和5年10月決算法人の確定申告、4月決算法人の中間申告、1月・4月・7月決算法人の消費税中間申告（400万円超）  
◇固定資産税及び都市計画税第3期分の納付



## ご案内

### ●康友会からのお知らせ

#### 【会員様対象無料法律相談日(予約制)】

令和5年 11月 20日 (月)

令和5年 12月 13日 (水)

令和6年 1月 19日 (金)

弁護士 長谷川 留美子

### ●センターからのお知らせ

#### 【無料よろず相談日(予約制)】

令和5年 11月 20日 (月)

### ◎休日のお知らせ

11月							12月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4						1	2
5	6	7	8	9	10	11	3	4	5	6	7	8	9
12	13	14	15	16	17	18	10	11	12	13	14	15	16
19	20	21	22	23	24	25	17	18	19	20	21	22	23
26	27	28	29	30			24	25	26	27	28	29	30
							31						

各種お申し込み、お問い合わせは

葵総合経営センター TEL(052)331-1740 総務まで



### 葵総合経営センター・康友会ニュース

#### 『広報委員会』

長谷川直明 秋山達也 横尾泰幸

山田真義 近藤美千栄 河村敦子

昨年夏に公開されて以降ロングランヒットとなっている、舞台『ハリー・ポッターと呪いの子』を観劇しました。舞台上で展開される魔法の世界に驚いている間にどんどんストーリーが進み、大変面白く見応えがあり、原作シリーズを知らない方でも楽しめる舞台だなと感じました。

来年3月までの公開延長が決定していますが、更なるロングランを期待したいです。

近藤 美千栄